

青森公立大学広報委員会規程

令和8年3月4日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学広報委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学の広報を、青森公立大学広報戦略委員会が定めた基本方針に従い、効果的に実施するため、青森公立大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 広報年間計画の作成に関する事項
- (2) 青森公立大学大学ホームページに関する事項
- (3) 青森公立大学案内パンフレットにする事項
- (4) 広報活動の学内周知に関する事項
- (5) その他大学広報に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、学長が青森公立大学グループ連絡会議要綱（平成21年4月1日実施）第4条各号に掲げる科目に応じたグループ間の均衡を勘案して指名する教員職員及び事務職員（学部長、研究科長及び事務局長を除く。以下「委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を指名できるものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから学長が指名する教員職員又は事務職員をこれに充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(委員会の成立)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(委員会の議事)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第10条 学長、学部長、研究科長及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の規定による場合のほか、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。